



社会福祉法人 小山町社会福祉協議会

地域福祉活動情報誌

# つながり

## お詫び

昨年5月に発覚しました、本会の元職員による不祥事につきましては、町民の皆様をはじめ関係者・関係団体の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げます。

不祥事発覚後、伝票類、帳簿類等の調査・確認を行い、それらをもとに双方の弁護士によるやり取りを進めてまいりましたが、去る2月26日に被害額全額が弁済されました。

また、事案の重大さから刑事告訴をすることとしておりましたが、この度、弁護士が御殿場警察署に告訴の手続きを行い、今後、警察において告訴状を受理できるか内容を検討するとのこととなります。

不祥事発覚後、役員改選があり新しい体制のもと、役員・職員一体となって再発防止と信頼回復に取り組んでおりますので、よろしくお願いたします。

社会福祉法人 小山町社会福祉協議会 会長 田代 章

本会元職員が起こした令和5年5月発覚の不祥事について、弁護士と協議し、令和6年4月3日付けで、関係4団体（小山町共同募金委員会、小山町遺族会、小山町シニアクラブ連合会、小山町赤十字奉仕団）とともに告訴状（資料）を御殿場警察署に提出しました。

違法行為等による総損害金額は4,889,261円でしたが、元職員が在職中に1,505,746円を弁済していただきましたので、実損害額は3,383,515円となりました。

今回不祥事対応のための経費（弁護士費用や調査等に要した費用など）2,153,855円を、本会の損害賠償として請求しました。

令和6年2月26日に、実被害額全額及び損害賠償額全額が各団体に支払われました。

### ○原因

元職員については、倫理観やコンプライアンス意識の一部欠如、さらには業務に対する過度の甘えがあったことが考えられます。

本会組織については、経理規程等の規定に則った事務が執行されず、内部けん制体制が機能していなかったために、早期発見・未然防止ができなかったために発生してしまったと考えています。

### ○今後の対応

「本会は、地域の皆様や関係者の方々の信頼の上地域福祉を担っている。」ということ肝に銘じ、地域の皆様や関係者の方々の信頼を取り戻すことに努め、地域福祉の推進に取り組めます。

外部委員5名で構成された不祥事再発防止対策検討委員会から答申していただいた「不祥事再発防止対策」（「倫理観の向上」「組織運営体制の見直し」「会計処理業務の見直し」の3本柱から構成される対策）に真摯に取り組んでいきます。

### 編集／発行

社会福祉法人 小山町社会福祉協議会

〒410-1311 静岡県駿東郡小山町小山75-7 小山町健康福祉会館2階

TEL. 0550-76-9906 / FAX. 0550-76-9907

Email syakyo@fujii-oyama-wel.jp / URL <http://www.fujii-oyama-wel.jp>



← H P に  
アクセス

# 令和6年度 福祉総合相談所開設予定表

小山町社会福祉協議会は、あなたの暮らしの身近な相談窓口です！

☆都合によりご来所いただけない場合は電話相談もご利用いただけます。

種類	法律相談		介護相談					心配ごと相談				
担当	弁護士		介護支援専門員					民生委員・児童委員・主任児童委員、 人権擁護委員、社会福祉協議会				
曜日	毎月1回 指定の水曜日		火曜日(祝祭日を除く)					木曜日(祝祭日を除く)				
受付	相談日	受付 開始	(予約受付は随時)					(予約受付は随時)				
4月	17日	3月11日	2日	9日	16日	23日	30日	4日	11日	18日	25日	
5月	15日	4月10日	7日	14日	21日	28日		2日	9日	16日	23日	30日
6月	19日	5月10日	4日	11日	18日	25日		6日	13日	20日	27日	
7月	17日	6月10日	2日	9日	16日	23日	30日	4日	11日	18日	25日	
8月	21日	7月10日	6日	13日	20日	27日		1日	8日	15日	22日	29日
9月	18日	8月13日	3日	10日	17日	24日		5日	12日	19日	26日	
10月	16日	9月10日	1日	8日	15日	22日	29日	3日	10日	17日	24日	31日
11月	20日	10月10日	5日	12日	19日	26日		7日	14日	21日	28日	
12月	18日	11月11日	3日	10日	17日	24日	31日	5日	12日	19日	26日	
1月	15日	12月10日	7日	14日	21日	28日		9日	16日	23日	30日	
2月	19日	1月10日	4日	18日	25日			6日	13日	20日	27日	
3月	19日	2月10日	4日	11日	18日	25日		6日	13日	27日		

■開設時間：午後1時30分から3時30分まで(※法律相談は午後1時～3時まで)  
(いずれの相談も予約制です。当日空きがある場合は対応します)

■相談会場：小山町健康福祉会館(小山町小山75-7)  
(予約の5分前までに社会福祉協議会窓口で受付をしてください)

■相談対象：小山町在住の方(法人や機関・団体からの相談はご遠慮ください)

■受付人数：4人まで(法律相談は3人まで)

■受付開始：随時受け付けます。ただし、法律相談は受付開始日からです。



「ボランティア」「子育て」「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」等に関する相談については相談日を設定しておりませんが、行政の担当窓口と連携して対応させていただきます。なお、来所による相談をご希望の場合、事前にお問い合わせいただければ個別に相談日を設定させていただきます。

■予約申込み：電話か窓口でお申し込みください。(下記の時間帯の中から予約してください)

■予約時間帯

心配ごと相談・介護相談	13:30～14:00	14:00～14:30	14:30～15:00	15:00～15:30
法律相談	13:00～13:40	13:40～14:20	14:20～15:00	